

## 広川町障害者基本計画等策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本町における障害者施策の基本的な考えを示す「第3期広川町障害者基本計画並びに第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、新たに令和6年度から計画期間とする「第4期広川町障害者基本計画並びに第7期広川町障害福祉計画及び第3期広川町障害児福祉計画」の策定を業務の目的とする。

なお、この要領は、計画の策定にあたり、国の基本方針や県の障がい者施策計画等との整合性に留意した上で障害福祉に係る関係法や制度、障がい者・児を取り巻く環境の変化を勘案し、広川町が取り組むべき課題や障害福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための計画の策定を行うため、その業務を委託する事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施することについて必要な事項を定める。

### 2. 業務名

広川町障害者基本計画等策定業務委託（以下、「本事業」という。）

### 3. 業務内容

別紙「広川町障害者基本計画等策定業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりに

※上記の仕様は予定であるため、プロポーザル審査結果に基づき、決定した事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を行う。

### 4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月20日まで

### 5. 経費における提案上限額

予算額 4,792,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約の上限額であり、契約金額と同額になるわけではない。

委託業者と協議の上、仕様書内容を調整の上、予算額を上限として契約を締結するものとする。

### 6. 契約担当課

広川町役場 福祉課 福祉係

住所：〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

電話番号：0943-32-1113（直通）、FAX：0943-32-7044

E-Mail：fukushi@town.hirokawa.lg.jp

### 7. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和4・5年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合、参加表明書の提出までに登録すること。

(登録に関する問い合わせ先)

広川町役場 税務会計課 会計係

TEL : 0943-32-1951 (税務会計課直通)

Mail : kaikei@town.hirokawa.lg.jp

- (2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、または再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (5) 参加者または参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 過去5年以内（2018年4月1日から2023年3月31日まで）に地方公共団体発注の障害者基本計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画策定業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。

## 8. 選定スケジュール

項目	日程
①実施の公表	令和5年7月 7日（金）
②質疑の受付期間	令和5年7月 7日（金）～ 7月14日（金）正午必着
③質疑最終回答期限	令和5年7月19日（水）予定
④参加表明書の提出期間	令和5年7月 7日（金）～ 7月24日（月）17時必着
⑤参加資格審査結果通知	令和5年7月26日（水）
⑥企画提案書の提出期間	令和5年7月26日（水）～ 8月10日（木）17時必着
⑦辞退届の提出期限	令和5年8月10日（木）17時必着
⑧企画提案ヒアリング	令和5年8月中旬予定
⑨選定結果の通知・公表	令和5年8月下旬予定
⑩契約締結日	令和5年8月下旬予定

※本業務について、説明会は実施しない。

## 9. 受注者決定までの事務手順

### (1) 実施の公表について

実施の公表は、令和5年7月7日（金）、広川町公式ホームページで行う。

### (2) 質疑応答等について

本公募に関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

また、質疑は質問書の提出により行うこととし、電話、来庁等口頭による質問は受け付けない。

【提出書類】 質問書（様式1）

【受付期間】 令和5年7月7日（金）～7月14日（金）正午必着

【提出場所】 前述6の契約担当課まで

【提出方法】 メールによるものとし、必ず、前述6の契約担当課まで電話にて受理確認を行うこと。

【回答方法】 令和5年7月19日（水）（予定）にEメールおよび広川町公式ホームページにより回答する。

### (3) 参加表明手続きについて

本公募に参加を希望する者（以下、「参加者」という。）は、参加表明書等に必要事項を明記のうえ、提出すること。なお、提出期間中に参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本公募に参加出来ない。

【提出書類】 ①参加表明書（様式2）

②会社概要調書（様式3）

③実績報告書（様式4）

④暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（様式5）

⑤会社パンフレット（任意）

【提出期間】 令和5年7月7日（金）～7月24日（月）17時必着

【提出場所】 前述6の契約担当課まで

【提出方法】 直接持参もしくは郵送（簡易書留又は書留に限る）すること。

その他の提出方法は不可とする。

※持参の場合、窓口対応時間は9時00分～17時00分（土・日・祝は除く）

### (4) 参加資格要件の審査について

参加表明等の提出で示された書類に基づき、「7. 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和5年7月26日付けで次に掲げる事項を記載した

「参加資格審査結果通知書」を送付する。

(5) 企画提案書の提出について

参加者は、必要書類を定められた部数作成し、期限までに提出すること。ただし、期限までに提案書等の提出がなかった者は、辞退したものとみなす。

【提出書類】①企画提案書（様式6及び任意様式）、②参考見積書（任意様式）

③提案書の開示に係る意向申出書（様式7）

【提出部数】①企画提案書…8部（正1部、副7部）、②見積書…1部

【提出期限】令和5年8月10日（木）17時まで

【提出場所】前述6の契約担当課まで

【提出方法】直接持参もしくは郵送（簡易書留又は書留に限る）すること。

その他の提出方法は不可とする。

※持参の場合、窓口対応時間は9時00分～17時00分（土・日・祝は除く）

【提案書作成の留意事項】

- ・別紙の「仕様書」を理解したうえでの企画提案を行うこと。
- ・用紙の大きさはA4版縦型とし、長辺綴じすること。
- ・文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさ・横書きとする。
- ・提案書の構成にあたっては、別表1「評価基準」に記載する表（評価項目及び評価区分）を参考とすること。
- ・文章を補完するために、イメージ図や図面等を使用しても差し支えない。
- ・提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

【見積書の留意事項】

- ・宛名は広川町長とすること。
- ・見積書の記載金額は、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税（10%）額が別々に記載され、さらにそれらの合計金額が記載されていること。
- ・見積書については、人件費、諸経費等の積算内容が分かるよう、経費内訳を添付すること。
- ・見積書の提案上限金額は、「5. 経費における提案上限額」の金額（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案は失格とする。

(6) 参加の辞退

参加者が参加を辞退したい場合、令和5年8月10日（木）17時までに辞退届（任意様式）を広川町役場福祉課福祉係まで直接持参すること。

(7) プロポーザルに係る審査

①審査委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、実施事業者に係る公募型プ

ロボータル審査委員会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会は非公開とする。

## ②プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを令和5年8月中旬（予定）に行う。日時・時間・場所等の詳細は、参加者に対して別途通知を行う。（ただし、応募者数が多い時は、提出書類のみで事前審査を行う場合があり、ヒアリングに参加できないことがある。）

## ③審査基準

以下の審査基準に基づいて審査を行う。

評価項目	評価点	評価基準
企画提案書・ヒアリングの内容	100点満点	別表1

## (8) 受託候補者の選定及び結果の通知・公表

受託候補者の選定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに参加者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

【通知予定日】 令和5年8月下旬（予定）結果通知書の送付をもって通知する。

【公表内容】 受託候補者名及びその他必要な事項。

※審査経過については、公表しない。

【公表方法】 広川町公式ホームページによる。

## (9) 参加者の失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ①審査会の構成員に対して、直接・間接問わず故意に接触を求めた場合。
- ②他の参加者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合。
- ③企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が判明した場合。
- ④参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑤本審査において、公平な審査を阻害する行為があった場合。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合。

## 10. 契約の締結に関する基本事項

### (1) 契約の締結

- ①受託候補者として選考された者と各業務内容について協議し、委託契約に係る仕様書を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約の方法により契約を締結する。
- ②契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し、決定する。ただし、金額は「5. 経費における提案上限額」で示す上限額を超えることはない。

### (2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、仕様書に基づくこととするほか、受託候補者と業務内容や諸条件について協議の上、契約を締結する。

(3) その他

当該契約が不可能となった場合は、審査会において、次順位であった者（一定点数を満たしている者に限る）を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

1 1. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等において、提出期限後の加除修正は認めない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて本公募参加者が負うものとする。
- (5) 参加表明書等及び企画提案書等の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本公募以外の用途に使用しない。
- (7) 参加者が本プロポーザルに提出した書類は返却しない。
- (8) 本公募に関し、企画提案者は、本要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (9) 書類提出後、本町の判断により補足資料の提出を求めることがある。